

那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

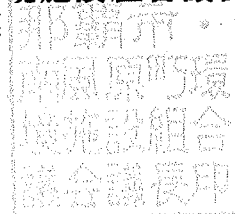
令和5年8月10日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

(提案理由)

令和5年3月の南風原町議会において南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例が改正されたことにより、令和5年2月3日那覇市・南風原町環境施設組合議会において改正した那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例について、所要の規定を整備する。

令和5年8月10日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁長 俊英



那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による給料月額の設定とする」とする。 3 第8条第2項の規定は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による職員の給料月額の改定の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が改定される旨の通知を行う	附 則 1 [略] 2 那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項及び<u>那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により準用する南風原町職員の給与に関する条例(昭和59年3月31日条例第5号)付則第6項の規定の適用を受ける職員</u>に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「<u>並びに那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項及び那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により準用する南風原町職員の給与に関する条例付則第6項の規定による給料月額</u>の改定とする」とする。 3 第8条第2項の規定は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第17項及び<u>那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により準用する南風原町職員の給与に関する条例付則第6項の規定による職員の給料月額</u>の改定

ものとする。	の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が改定される旨の通知を行うものとする。
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

